

大阪市規則第45号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(資金前渡)</p> <p>第46条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、当該職員にその資金を前渡することができる。</p> <p>[(1)～(2) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p>(帳簿取扱いの原則)</p> <p>第114条 帳簿の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 帳簿の記載は、局長等の報告書又は証拠書類により記載原因の発生<u>の都度</u>これを行うこと</p> <p>[(3) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第46条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、当該職員にその資金を前渡することができる。</p> <p>[(1)～(2) 同左]</p> <p><u>(23)</u> 令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第64号）第1条に規定する令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金</p> <p><u>(24)</u> [同左]</p> <p>(帳簿取扱いの原則)</p> <p>第114条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 帳簿の記載は、局長等の報告書又は証拠書類により記載原因の発生<u>のつど</u>これを行なうこと</p> <p>[(3) 同左]</p> <p><u>(4)</u> 金額その他の誤記の訂正は、その部分</p>

<p><u>(4)</u> [略] [2 略]</p>	<p>に朱線 2 本を引き取扱者において認印すること <u>(5)</u> [同左] [2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。